

# 小坪小学校斜面地調査業務委託 特記仕様書

## 第1章 総則

### （業務の目的）

第1条 本業務は逗子市立小坪学校用地ほか周辺の斜面について、測量、地質調査及び解析を行い、学校施設及び避難施設の安全を確保するための適切な補修工法を選定し、効率的・効果的な機能回復あるいは長寿命化に向けた修繕設計を行うものである。

### （業務の対象）

第2条 本業務の対象は逗子市立小坪小学校用地（逗子市小坪3丁目6番1号）他とし、詳細な業務実施箇所は、添付図のとおりとする。

### （履行期限）

第3条 本業務の履行期限は、契約の日から令和8年3月19日とする。

### （準拠する法令および使用図書等）

第4条 本業務は、本仕様書によるほか下記の法令等に準拠して行うものとする

- （1）測量法
- （2）道路土工 切土工・斜面安定工指針 平成21年度版 公益社団法人日本道路協会
- （3）土工工事数量算出要領（案） 令和6年度版 国土交通省
- （4）新・急傾斜崩壊防止工事の手引き平成28年3月 神奈川県県土整備局砂防海岸課
- （5）新・急傾斜崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針- 令和元年5月 社団法人全国治水砂防協会
- （6）神奈川県電子納品運用ガイドライン（令和4年10月）
- （7）CAD 製図基準（国土交通省）
- （8）その他関係法令

### （提出書類）

第5条 受注者は、契約締結後、逗子市契約規則に基づき次の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- （1）工程表
- （2）工事（業務）着手届（第74号様式）、業務委託現場代理人等選任届（第86号様式）
- （3）主任技術者・担当技術者・照査技術者等選任届及び保有資格証および受注者の社員であることを証明する資料
- （4）業務実施計画書
- （5）ISO 9001（QMS：品質マネジメントシステム）の認定を証明する資料
- （6）ISO 27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を証明する資料
- （7）ISO 14001（環境マネジメントシステム）の認証を証明する資料
- （8）ISO 55001（アセットマネジメント）の認証を証明する資料
- （9）ISO 20000（ITサービスマネジメントシステム）の認証を証明する資料
- （10）その他発注者が指示する書類

## 第2章 業務内容

（業務の内容）

第6条 本業務の内容は以下のとおりとする

### （1）計画準備（設計計画）

小坪小学校を取り囲む盛土斜面、自然斜面及び切土法面周辺の学校施設と緊急避難路の保全を目的とし、斜面对策方針検討及び予備設計を効率的に行うための計画を立案し、業務計画書を提出する。業務計画の策定にあたっては、現地踏査を実施したうえで、業務概要、実施方針、業務工程、実施体制、実施体系、打合せ計画および成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容、使用機材、図書および連絡体制（緊急時を含む）を考慮のうえ立案し、発注者の承認を得なければならない。

### （2）既存資料収集・整理

予備設計の実施に先立ち、業務に必要となる既存資料（地形、地質、水文等）の収集・整理を行う。

### （3）現地踏査

既存資料の収集・整理を行い、既存資料から得られた情報をもとに現地踏査を行う。

現地踏査は主として調査対象範囲内に分布する盛土斜面、自然斜面及び切土法面の性状把握を目的とする。踏査結果は後続のボーリング調査および地下水調査計画立案の基礎資料に資するものとする。

### （4）現地測量

斜面の性状および設計に資する情報の取得を目的とし、関連調査および対策工事の実施に要する測量を実施する。具体的な実施内容および数量は以下のとおりとする。

#### ① 基準点測量

地質調査をはじめとする各種調査の計画策定、現地調査及び設計に資する図面類整備に要する測量基準点を設置する。

基準点は三次元点群データの取得および解析処理に適した箇所に設置するものとし、実施数量は以下のとおりとする。

表-1 基準点測量実施数量

| 項目      | 単位 | 数量 | 記事              |
|---------|----|----|-----------------|
| 3級基準点測量 | 点  | 2  | GNSS 測量         |
| 4級基準点測量 | 点  | 8  | 多角測量または GNSS 測量 |
| 3級基準点設置 | 点  | 2  | 地上埋設（上面舗装）      |

#### ② 精密三次元点群計測

調査対象範囲内の斜面の性状把握のため高精細空間測量レーザスキャナを使用して精密三次元点群計測を実施する。精密三次元点群計測はその精度を維持するため、対象斜

面、道路付属物および学校施設等を明瞭に取得する計画を立案し実施するものとする。また精密三次元点群データの取得と同時に高精細空間測量レーザスキャナと連動する一眼レフカメラを使用して全周囲画像データの取得を行うものとする。精密三次元点群データ計測および全周囲画像データの取得は表-1 に示す高精細空間測量レーザスキャナと同等以上の性能を有する機器を使用して行うものとし、業務実施に先立ち使用機器に関する資料を提出し監督職員の了解を得なくてはならない。

表-2 高精細空間測量レーザスキャナに要する性能

| 項 目       | 仕 様                     |
|-----------|-------------------------|
| 計測距離精度    | 1.2mm+10ppm 以上          |
| 計測測角精度    | 8”（水平）/8”（鉛直）以上         |
| 座標精度      | 3mm@50m;6mm@100m 以上     |
| ターゲット測定精度 | 2mm（50m までの標準偏差）以上      |
| スキャンスピード  | 最大 1,000,000 点/秒 以上     |
| スキャン密度    | 最小 0.8mm@10m 以上         |
| レーザ求心精度   | 1.5mm@1.5m 以上           |
| 画像撮影装置    | デジタル一眼レフカメラ 1,800 万画素以上 |

取得した三次元点群データは解析処理を行うとともに、発注者が運用している三次元点群ビューワ（LM ビューワ）で再生可能なデータの調製及びセットアップを行うものとする。

- ③ 解析処理を施した三次元点群データを使用し設計に資する下記図面を作成する。

表-3 作成図面類

| 項 目      | 単 位 | 数 量 | 記 事                  |
|----------|-----|-----|----------------------|
| 平面図作成    | 地区  | 1   | 約 6,000 平方メートル 1/500 |
| 横断図作成    | 箇所  | 4   | 20m 間隔、幅 45m 未満      |
| 縦断図作成    | 箇所  | 4   |                      |
| 全周囲画像作成  | 地区  | 1   | 約 6,000 平方メートル       |
| 微地形判読図作成 | 地区  | 1   | 約 6,000 平方メートル 1/500 |

## （５）地質調査

地山の地層構成、風化状況、地下水位等を把握するため、図-2 に示す箇所において、以下の地質調査を実施する。

地質調査の内容及び数量は以下のとおりとする。

### ①機械ボーリング

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し風化の程度、地質構造や地下水を確認するとともに、原位置試験を実施するために行うことを目的とする。掘削深度は不動層

を5 m以上確認するまで掘進するが最終深度は監督職員と協議の上で決定する。

## ② 標準貫入試験

標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や、締まり具合の相対値を知ることを目的とする。

## ③ 簡易動的コーン貫入試験（地盤工学会基準 JGS 1433-1995）

簡易貫入試験は、土の貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、またはその地盤構造を判定することを目的とする。

## ④ 地下水位観測

地下水の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測する。

地下水観測にあたっては、盛土斜面で実施した地質ボーリング孔を必要に応じ拡張し、ケーシングを設置し地下水観測孔として仕上げるものとする。

地下水観測孔には自記式水位計を設置し地下水位観測を行う。

地下水位観測はボーリング調査終了後速やかに行うものとし、観測期間は令和7年6月～11月末までの6か月間とする。

## ④ 解析等調査業務

調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し、地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。

1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。

2. 既存資料の収集・現地調査は以下による。

（1）関係文献の収集と検討

（2）調査地周辺の現地調査

3. 資料整理とりまとめ

（1）各種計測結果の評価及び考察

（2）異常データのチェック

（3）試料の観察

（4）ボーリング柱状図の作成

4. 断面図等の作成

（1）地層及び土性の工学的判定

（2）土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。

5. 総合解析とりまとめ

（1）調査地周辺の地形・地質の検討

（2）地質調査結果に基づく土質定数の設定

（3）地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定

（5）設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

表-4 地質調査内容

| 斜面種別           | 調査内容                                                     | 調査項目                           | 調査数量                                                   |
|----------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 盛土斜面<br>(1 斜面) | オールコアボーリング φ 66mm<br>標準貫入試験<br>簡易貫入試験<br>地下水位観測<br>傾斜地足場 | 礫混じり土砂<br>礫混じり土砂<br>観測<br>資料整理 | 4 0 m<br>4 0 回<br>3 5 m<br>2 孔×6 回<br>2 孔×6 ヶ月<br>2 箇所 |
| 自然斜面<br>(2 斜面) | オールコアボーリング φ 66 mm<br>標準貫入試験<br>簡易貫入試験<br>傾斜地足場          | 砂質土<br>軟岩<br>砂質土<br>軟岩<br>礫質土  | 4 m<br>3 6 m<br>4 回<br>3 6 回<br>6 0 m<br>4 箇所          |
| 切土斜面<br>(1 斜面) | オールコアボーリング φ 66 mm<br>標準貫入試験<br>簡易貫入試験<br>傾斜地足場          | 砂質土<br>軟岩<br>砂質土<br>軟岩<br>礫質土  | 2 m<br>1 8 m<br>2 回<br>1 8 回<br>6 0 m<br>2 箇所          |

## (6) 法面工予備設計

対象斜面および周辺の地形条件および社会状況を考慮し、修復に最適と思われる工法について比較検討を行い、比較案 3 案程度を選定し、施工性、経済性、自然環境、社会環境、学習環境等の観点から各比較案の評価を行い、最適案を明示する。予備設計の項目は以下のとおりとする。

- ・設計計画（必要に応じ、第 6 条で策定した計画を時点修正、更新する。）
- ・設計条件の確認
- ・比較形式選定
- ・概略設計計算
- ・概略設計図
- ・協議資料の作成
- ・概算工事費算出
- ・比較一覧表作成
- ・照査
- ・最終報告書の作成

## (7) 斜面对策方針検討

小坪小学校を取り囲む斜面の以下に示す事項を踏まえた対策方針を検討する。

- ・対策優先順
- ・対策工事に必要な測量、調査、設計の抽出

#### (8) 設計協議

設計協議は、下記の区切りにおいて行うものとし、設計協議には管理技術者が立ち会うものとする。

- ① 業務着手時
- ② 中間打合せ（3回）
- ③ 成果品納入時

#### (9) 関係機関協議

発注者が土砂災害特別警戒区域の解消に向けて実施する関係機関協議に供する資料の作成を行うとともに、会議に同行し予備設計で検討した対策工等について説明の補助を行う。

関係機関協議については3回を予定している。

#### (10) 業務成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、作成媒体は、製本1部（A4）、CD2部（電子ファイル）とする。

- ① 報告書
- ② 報告書概要書（報告書の概要を簡潔に整理したもの）
- ③ 現地調査結果
- ④ 基準点測量成果
- ⑤ 各種測量図面
- ⑥ 精密三次元点群データおよび高解像度全周囲画像データ（ビューワ用データを含む）
- ⑦ 関係機関協議資料
- ⑧ 概略設計計算書
- ⑨ 概略設計計図（A3縮小図）
- ⑩ 概算工事費算定書
- ⑪ その他

（成果品の帰属）

第7条 本業務の成果品はすべて発注者に帰属するものとする。

（企業実績および技術者要件）

第8条 本業務は土砂災害特別警戒区域に指定された斜面の修繕に向けての現地調査、設計を前提とし、急斜面の地形調査をはじめ地質調査および設計など他分野にわたる実践的な知識が求められることから、下記に示す企業実績を有するとともに、多分野に精通する複数の技術者を担当者として配置するものとする。

##### (1) 企業実績要件

以下の2つの条件を満たすこと。

- ・令和2年度以降に神奈川県内においてボーリング調査及び地下水位観測を含めた大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査業務の実績を有すること。
- ・令和2年度以降に神奈川県内において土砂災害特別警戒区域を含む斜面を対象と

した対策工事設計の実績を有すること。

## (2) 技術者要件

本業務に従事する技術者は業務実績要件を証する TECRIS 登録証または業務契約書、公的資格証書及び雇用保険被保険者証の写しを提出するものとする。

### ① 管理技術者

- ・令和 2 年度以降に神奈川県内において土砂災害特別警戒区域を含む斜面を対象とした対策工事設計の実績を有すること。
- ・技術士（総合技術監理部門-応用理学-地球物理及び地球化学）の資格を有するもの。

### ② 担当技術者

- ・令和 2 年度以降に神奈川県内において、法面工の調査及び設計業務を行った実績を有すること。
- ・技術士（総合技術監理部門（応用理学）、建設部門（道路）、応用理学部門（地質）のいずれか、または RCCM（地質）、RCCM（道路）のいずれかの資格を有するもの。

### ③ 照査技術者

- ・令和 2 年度以降に神奈川県内において、ボーリング調査と地下水位観測を含む大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査業務を行った実績を有すること。
- ・技術士（建設部門-土質及び基礎）及び地盤品質判定士の資格を有するもの。

## （業務カルテの登録）

第 8 条 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額 が 100 万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」（旧称「業務カルテ」）を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRIS に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から 10 日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、TECRIS より「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## （その他）

第 9 条 本特記仕様書に定めのない事項、ならびに疑義が生じた場合は、発注者と受注者が別途協議を行うものとする。

## 暴力団等排除に係る特記仕様書

### (暴力団等排除に係る契約の解除)

第1条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき又は受注者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合にあっては、当該法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

### (暴力団等からの不当介入の排除)

第2条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、しゅん工期限\*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限\*に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害によりしゅん工期限\*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限\*に関する協議を行わなければならない。

\*工事請負契約の場合は「しゅん工期限」、業務委託契約の場合は「履行期限」、物件供給契約の場合は「納入期限」、長期継続契約又は賃貸借契約の場合は「賃貸借期間開始時」と読み替えます。

[別 添]

## 個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

### （基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### （責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

### （作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

### （再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らがを行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

### （派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を持有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。